

平成16年1月23日

認定保安検査実施者等の認定の取消しについて

1. 昨年6月以降、高圧ガス保安法第35条第1項第2号に基づき認定保安検査実施者等の認定を受けた事業所において、法令に定められた検査が適正に行われていなかった事例が続けて報告されました。このような事態を受けて、経済産業省は、昨年8月8日付けで、同法第61条第1項の規定に基づき、認定保安検査実施者等の認定を受けていた全ての事業所に対し、保安検査の実施状況等を報告するよう指示しました。期限である9月8日までに提出された各事業者からの報告について、当省は所要の調査を行い、本日の旭化成ケミカルズ株式会社に対する処分をもって必要な処分は全て実施いたしました。これにより、6月以降、合計で6社、11事業所が認定を取り消されたこととなります。
2. 認定保安検査実施者等の制度は、経済産業大臣が特に保安の水準が高いと認めた事業所に、都道府県等第三者に代わって自ら完成検査又は保安検査を行うことを認めるものです。これは、いわゆる技術基準の性能規定化とあいまって、高圧ガス保安法における自主保安の中核をなす仕組みであります。認定保安検査実施者等には、与えられた特別な地位に相応して、保安に関する高い技術的水準のみならず、遵法精神にのっとり自らを律することが求められます。

このような認定保安検査実施者等において法令違反があったことは見逃せない問題であり、厳正な対処を行ったところであります。

すが、当院としては、今後とも認定保安検査実施者等に対し必要に応じ立入検査を行うこと等により、高圧ガス保安法の厳格な運用を図ってまいります。

3. 企業活動においては、事業所の「安全」の確保が大前提であり、これを実現するためには、各企業において経営トップが責任をもって保安体制を確立することが重要であります。各社が自らの体制を見直し、より一層保安の向上に努められるようこの機会に改めて要請いたします。
4. なお、当院は、規制は常に科学的、合理的であるべきだと考えており、これまでも必要に応じ見直しを行ってきたところであります。今後も引き続き不断の検証を行ってまいります。その際、規制を受ける事業の現場からの意見は貴重なものであり、当院としては今後ともその意見に耳を傾けてまいります。

【本件に関する問い合わせ連絡先】

原子力安全・保安院保安課 細田、須田、笹尾
代表 03 - 3501 - 1511 (内線4941~7)
直通 03 - 3501 - 1706